

Title	ナチス人口政策概論
Sub Title	
Author	寺尾, 琢磨
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.12 (1936. 12) ,p.1721(1)- 1766(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19361201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大阪商科大学經濟研究所編

四六倍六九八頁 定價六〇〇  
背葦角葦裝函入 送料内地四五

# 經濟學辭典追補

收載項目約一千。最近の理論的實際的諸問題を悉く網羅し更に既刊全五卷の内容を補足してその完璧を期す

既刊經濟學辭典全五卷及び總索引一卷は斯學唯一の權威として攻學者並に實際家の絶大なる支持を得。來た。高き學的價值と共に廣き實用的意義を有するとは是れに與へられた定評である。本辭典第一卷の刊行されてより既に五年、しかも時代はその振幅その深度に於て稀有の轉換を遂げ、經濟、社會、政治、思想の諸方面に互り幾多の新聞問題を提示し、その解決を要求してゐる。茲に於て大阪商科大学經濟研究所は良心的編輯者の義務に従ひ、再び斯界の耆宿新鋭を動員して本辭典の補完を企て、茲に「追補」一卷を完成するに至つた。この追補一卷の收載する項目約一千、最近の理論的實際的諸問題を悉く網羅し、併せて前五卷に於ける脱漏事項を補足し、以て本辭典の現代性を發揮すると共にその完璧性を確保するものである。冀くば既刊五卷の利便を享受されつゝある諸氏が速かにこの「追補」篇を所有され、新時代の新辭典たる本辭典の利用價值を愈々増大せしめられんことを。

## 岩波版

第一卷	第二卷	第三卷	第四卷	第五卷	總索引
四六倍判五八六頁 定價七五〇 送料四五〇	四六倍判五五六頁 定價七五〇 送料四五〇	四六倍判六二四頁 定價七五〇 送料四五〇	四六倍判六二八頁 定價七五〇 送料四五〇	四六倍判六四六頁 定價七五〇 送料四五〇	四六倍判三九二頁 定價四〇〇 送料三三〇

東京神田橋一ツ 岩波書店 振替東京 〇四二六二

## 三田學會雜誌 第三十卷 第十二號

### ナチス人口政策概論

寺尾琢磨

- 一 序論
- 二 獨逸人口動態の真相
- 三 婚姻貸付制度
- 四 育児金支給規定
- 五 人口政策的新税法
- 六 農場設定
- 七 人種法と猶太人問題
- 八 國民保健規定
- 九 結論

ナチス人口政策概論

1 (1941)

一 序 論

一九三三年一月三十日、獨逸政權がヒットラーに掌握され、ナチス政府の樹立さるゝに及んで以來、内外に示された異常な政策は世界注視の的となつてゐる。猶太人に對する迫害、植民地その他の失地の回復要求、尨大なる再軍備と極端なる統制經濟の如きは何れもその代表的なるものと見做されるが、併しこの種の國策の共通的基础としてナチス特有の人種及人口觀の横はるを觀過してはならぬ。蓋しナチス當局の所信に従へば、人口政策は單に政策の一部門たるに非ずして、實に一法律の可否を決定する終局的標準たるべき性質のものなるを以てある(註一)。私は本稿に於て、第一に何故に人口問題が現下の獨逸に於て斯かる重要性を帯ぶるに至つたかを明かにし、第二に現に實施せられ又は實施せられんとする異常な人口政策の内容と効果とを審かにしたいと思ふ。

(註一) 内相フリック博士の昨年度國際人口問題會議開會辭の一節、*Bericht des internationalen Kongresses für Bevölkerungswissenschaft, 1936, S. 7*

ナチス人口政策の目的とするところは、一言にして言へば、人口の増殖と素質の改善とに在る。増殖を促進する必要は、近年に於ける顯著なる出生率減退から將來人口の激減が豫想さるゝに至つたが爲に生じ、素質改善の必要は、人種的純粹と國民體力の保護向上が國力進展の不可欠的前提と認められたが爲に生じたのである。斯くてナチス人口政策の内容に入るに先立ち、豫めこれらの事實を概述せねばならぬ。私は本章に於て獨逸人口統計から増殖率低下の事實と、それより結論される將來人口の危機を明かにしたい。併し素質に關しては特に章を設けることな

く、それぞれ適當な個所に於て説明することにした。

二 獨逸人口動態の真相

一八〇五年は歴史上二ヶの重要な意味を持つ年として記憶せらるべきである。即ち一はナポレオンがオーステルリッツの野に墮露聯合軍を粉碎して全歐の覇權を確立せる年であり、一は近時文明諸國を脅威しつゝある出生率の低下が始めて佛蘭西に發生せる年なのである。併しこの佛蘭西に生ぜる出生率低下は爾後久しく同國のみの特殊現象として留り、他の諸國は何れも只管出生率の増加を辿つたのであつて、過剰人口の恐怖は全歐に漲り所謂産兒制限運動なるもの、據頭を見るに至つたのも實にこの間の事に屬する。今日の我國の出生率は異常に高いと目されてゐるが、一八七〇年代の歐洲諸國のそれに比すれば寧ろ低いのである。然るにその頭を轉機として各國何れも佛蘭西の例に追隨し、しかもその趨勢の顯著なる、今日(一九三三年)の計數によれば瑞典、丁抹、英蘭及び獨逸の出生率は既に佛蘭西の下位に在る。(次表参照)

	1851—1860	1861—1870	1871—1880	1881—1890	1891—1900	1901—1910	1913	1921—1929	1933
獨逸	35.3	37.2	39.1	36.8	36.1	33.0	27.5	19.3	14.7
佛國	26.2	26.1	25.4	23.9	22.1	20.6	15.8	18.4	16.3
ノルギー	30.4	32.2	32.7	30.2	28.9	26.1	22.4	18.9	16.5
オランダ	33.3	35.7	36.3	34.2	32.5	30.5	28.2	23.7	20.8

ナチス人口政策概論

英	34.2	35.4	35.5	32.5	29.9	27.2	24.1	17.9	14.4
ドイツ	32.4	30.8	31.4	31.9	30.2	28.6	25.6	20.9	17.3
ノールウェイ	33.0	30.9	30.9	31.0	30.3	27.5	25.1	18.8	15.0
スウェーデン	32.8	31.4	30.5	29.1	27.1	25.8	23.2	16.7	13.7
歐	—	48.9	49.3	48.6	48.7	48.9	41.4	45.7	—
オーストリア	36.9	38.2	39.3	38.0	37.4	34.7	28.7	18.9	14.8
ハンガリー	41.0	43.0	43.4	43.9	40.5	37.0	33.8	26.6	22.0
ス	—	—	30.9	28.3	28.1	26.9	23.1	17.9	16.4
ルーマニア	—	33.0	35.0	41.4	40.6	39.8	42.1	35.5	32.0
ブルガリア	—	—	—	—	39.3	41.5	41.7	36.0	23.5
伊	—	37.6	36.8	37.7	35.0	32.7	31.7	26.9	23.5
スペイン	—	37.6	37.9	36.2	34.8	34.4	30.4	29.0	27.8
日本	—	—	24.1	28.3	29.8	32.9	33.2	34.3	31.6
オーストラリア	—	40.9	36.8	34.8	29.4	26.6	28.2	22.2	16.8

然るに斯く出生率が低下した一方、同時に死亡率も亦著しく低下し來つた事も争へないのである。これは衛生に關する思想及び施設の進歩により特に幼児死亡率の減少し、又人口の年齢構成の變化せる當然の結果であるが、何れにしても人口の自然増加は出生と死亡との差によつて決せられる以上、一方に於て出生率が低下しても若し他方

に於て同時に死亡率も低下するならば、自然増加そのものは毫も阻害さるゝ事なきのみか、寧ろ社會の無役の負擔を輕からしむるといふ喜ぶべき結果を來すのみである。人口學に於ける「人口動態平行律」なるものは婚姻率、出生率及び死亡率の間には相互に平行的函數關係ありと見做すもので、事實過去の歴史は略々その眞なるを立證してゐる。

併しこの平行律なるものには一定の限界の存する事を忘れてはならぬ。即ち出生は避妊又は墮胎によつて人爲的に防止し得る性質のもので、従つて人が一般に出産を避けるに至れば出生率は零となる事も理論的には可能なるべき筈である。反之死亡は生きとし生けるもの、不可避の運命であり、従つて醫學及び衛生施設の進歩によつて多少とも壽命を延ばし得るとしても、死亡そのものを根絶せしめることは素より不可能である。斯くて出生率が無限に低下する可能性を有するに對し、死亡率には一定の限度があるといふ事になる。そして事實かゝる諸國の實例に徴するも、死亡率の低下は最近その歩調極めて緩漫となつて來たのである。

上記の數字を見れば、出生率は漸減し來つたとはいへ、大戦中の特殊時期を除く外は、毎年死亡率を超過し、例へば最も低き一九三三年に於ても、死亡率一・二に對し出生率は尙ほ一四・七を示し、兩者の差即ち自然増加率は三・五である。實數に就て見れば死亡は七三〇、八〇二、出生は九五六、九一八で、自然増加は二二六、一三三人に達する。斯く出生が死亡を超過する限りは、人口は依然増加の一路を辿るわけで、人口減少の憂ひの如きは夢想だに爲し得ざるが如く感ぜしめるかも知れぬ。併し多少とも人口統計に關して知るある者は、かゝる結論の誤れるを直

ちに認めうる筈である。蓋し將來人口の増減を決定するものは、單に千口千人に付いて算出された所謂出生及び死亡の粗率ではなく、實は人口構成より出發せる出生及び死亡の精率なるを以てある。例へば甲乙兩國の出生率が人口千につき共に三〇だとしても、若し甲國に於ては生産年齢人口の割合が多く、反對に乙國に於ては幼老年齡人口の割合が多いとすれば、後者は前者に比して割合に多くの子供を産むことを意味する。

然し更に一步を進めて考へれば、假令兩國人口の年齢構成は同一としても、もし婚姻者の割合等に差があれば、同一の出生率も決して同一の生殖力を意味しないであらう。死亡率に就ても亦然りであつて、要するに人口構成を無視して將來人口の趨勢を推することは全く不可能と言つて良いのである。今日の人口統計學は、斯くてこの方面の計算に重點を置き、従つて各種の精緻なる計算法を案出するに至つた。本論文の對照は政策であつて統計的方法論ではないから、此處にその詳細を記述する事は出来ないが、問題の獨逸將來人口を理解する爲に、主としてブルクデルフアイ氏の計算に據つて、同國の出生及び死亡の精率を求め、以て危機の真相を明かにしたいと思ふ。

(a) 死亡精率。死亡粗率は人口千人についての一ケ年間の死亡數であるから、平均壽命は右死亡率を以て千を割つた高であると思はれるかも知れぬ。然らば一九三三年の一一なる死亡率からは九十一歳なる平均壽命が算出されるが、これは素より不合理で、かゝる長壽は極めて少數の人々のみ許された特權に過ぎない。實際の平均壽命は、一九二四年から一九二六年までの平均に據れば、五十七・四歳である。斯くてこの平均壽命を以て千を割つた商(一七・四)こそ、死亡の真相、即ち死亡精率とならねばならぬ。この精率は何を意味するか。こは平均壽命五十七

歳強なる靜態的(即ち増加も減少もせざる所謂停滯的な)人口に於ける理論的或ひは正常的死亡率に外ならぬ。現在の獨逸の死亡粗率がこれよりも遙かに低いのは、畢竟その人口構成が靜態的ならず、幼老階級に比して壯年階級が多き爲であつて、従つて現在の壯年階級が老年階級に移るに従つて次第に死亡率は高まつてゆくことを意味する。我國の如きは正にこの反對で、死亡精率二四前後に對し、粗率は二〇未滿である。

(註) 平均壽命とは零歳の者の平均餘命を指す。乳幼児の死亡率は極めて高いのが常で、例へば本邦では滿一歳未滿の死亡者は全死亡者の二割乃至二割五分を占めてゐる。故に生後數年間の危険期を無事に生延びれば、平均餘命は零歳の者よりも却つて大となるのである。三歳の平均餘命が零歳のそれよりも大なるはこれが爲である。

(b) 出生精率及び標準出生率。死亡精率の算出に比すれば出生のそれは可成り複雑である。併し理論的前提が矢張り靜態的人口である事は全く同様である。獨逸人口に於て特に壯年階級の割合の多い事は既に述べたが、幾何の程度に多いかは靜態的人口の場合を基準として測る外はない。いま妊孕年齢婦人數(年齢十五歳以上四十五歳までの婦人總數)は一九二七年の實數は千六百四十萬である。そして同年の總人口を靜態的構成に換算すれば、右の數字は千三百三十萬に減少する。(換言すれば千六百四十萬なる數字は七千八百萬の靜態人口に於ける妊孕年齢婦人數に該當する)。今日の死亡率の下に於ては、右の妊孕年齢婦人千人につき毎年八三・三人が生れれば、即ち年々百三十六萬六千人が生れれば、七千八百萬なる靜態人口が辛じて保持される。然るに同年の出生實數は僅かに百十六萬に過ぎないから、約二十萬、即ち略々一割五分だけ不足した事になる。

斯く妊孕年齢婦人千人につき計算した出生率を出生精率と呼ぶが、併しこの精率は人口増加を測定する爲には未

だ以て不充分である。蓋し妊孕年齢婦人必ずしも全部が出産なる仕事に當るものではないからである。問題となるのは、そのうちで結婚せる者に限られる。斯くして十五歳以上四十五歳までの有配偶婦人千についての所謂「標準出生率」が必要とされるのである。一九二五年の調査によれば、斯かる婦人は妊孕年齢婦人總人口の約四八・三%で、一九一〇年の五一・七%に比して著しい減少を示してゐる。これは一部は結婚年齢の次第に高まつた爲であり、一部は大戦による莫大な男子戦死者のため結婚不可能となつた婦人の激増した爲である。かくて一九二五年の妊孕年齢婦人數を一九一〇年を基準とする數に換算すれば(51:48.3 || 16400.000:\*)、千五百三十萬人となり、約百十萬人を減少する事になる。而も斯く換算せる婦人數がそれに該當する靜態人口(七千三百萬人)を保持する爲にも猶ほ毎年の出生は百二十五萬五千なるを要し、出生實數を可成り超過するのである。これは九%の出生不足を意味する。

併しこの二つの出生率、即ち出生精率と標準出生率とは、共に現在獨逸の妊孕年齢婦人數及び有配偶婦人數から算出した假數的な靜態的人口に就て妥當すべき出生率であつて、前者に従へば總人口は七千八百萬に於て停滯すべく、後者に従へば七千三百萬に於て停滯する事を意味する。然るに現實の獨逸人口は六千三百二十五であるから、右の二つの靜態的人口とは千萬乃至千五百萬の差があるのである。故に問題は現在の實際の出生精率及び標準出生率がなほよく現在の人口を保持しうるや否やといふ事である。

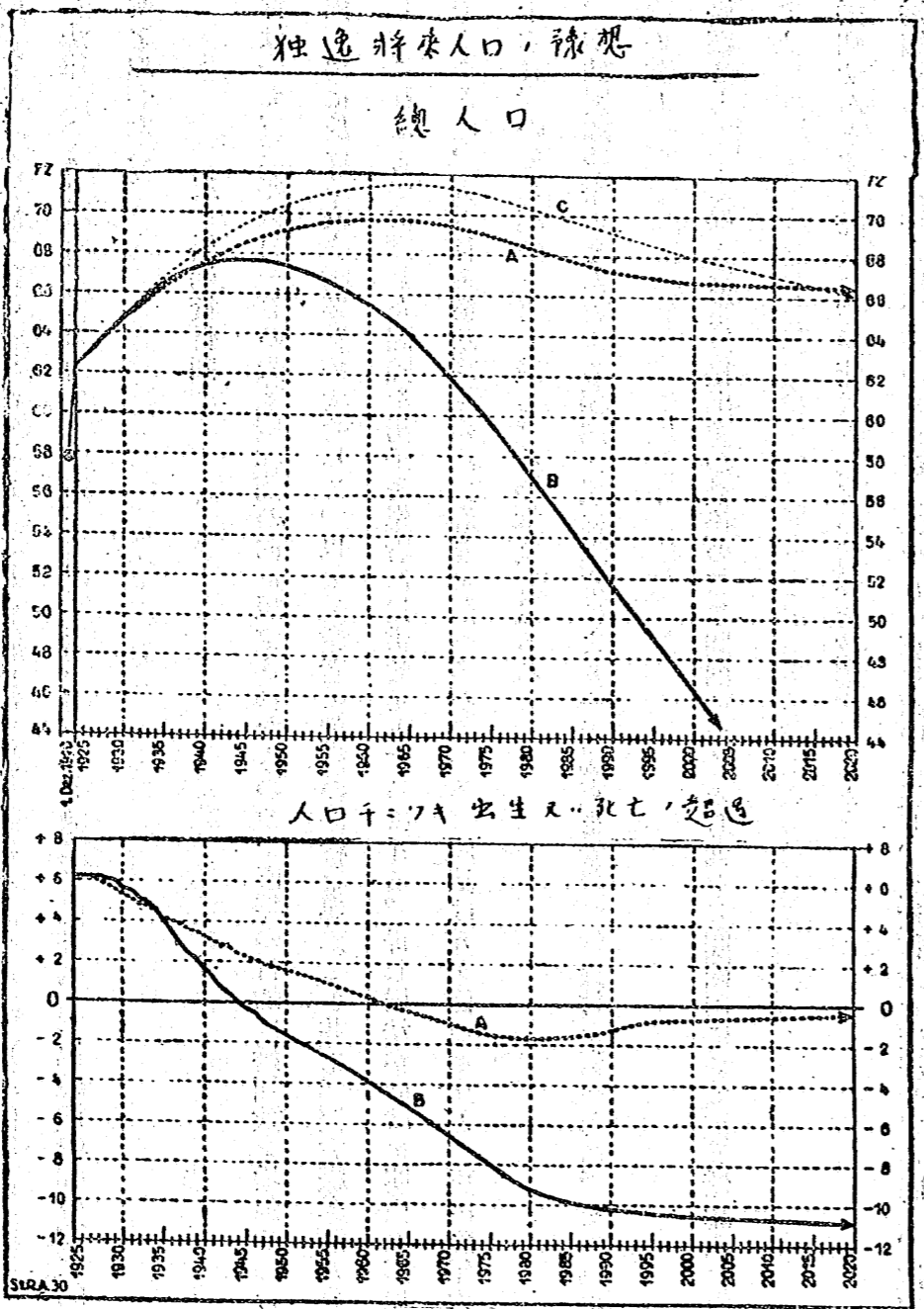
六千三百二十五萬なる現在人口を保持しうるか否かを審かにする爲には、右人口を一應靜態的人口と假定せねば

ならぬ。然らばその場合の妊孕年齢婦人數は千三百三十萬となるから、同年の出生精率七五・八を以てすれば、總出生數は百萬八千(實數は百十六萬)となる。然るに既述せる死亡精率一七・四から死亡數を算出すれば、 $17.4 \times 63,250,000 = 11,005,500$  即ち約百十萬人となる。言ふ迄もなく一定の人口を保持する爲には、少くとも出生と死亡とが相平均せねばならぬ。然るに上記の計算によれば死亡は明かに出生を超過してゐるわけである。この事は右の數字を比率に換算すれば一層明かとならう。即ち一九二七年には出生粗率は一八・四、死亡粗率は二二・〇であるから人口千につき六・四人だけ増加した事になるが、もし修正せる率を探れば死亡率は一七・四、出生率は一五・九(1008000 × 100)となり、反對に一・五人だけ減少した事になる。これは必要な出生數が九%不足せるを意味し、而もこの傾向は次表の如く爾後益々激しきを加へ來つたのである。

年	不足率
1926	2.3%
1927	9%
1928	9%
1929	12%
1930	17%
1931	25%
1932	29%
1933	31%

これが現在獨逸人口動態の真相である。斯かる状態から歸結される將來人口の豫想は素より甚だ暗澹たらざるを得ない。言ふ迄もなくかゝる豫想を數字的に表現することは難事中の難事である。此處にはその詳細に觸れることなく、單に獨逸統計局作製の圖表(次頁)を紹介するに止めたい。A線は毎年の出生數が一九二六年の出生總數(百十六萬)人に等しいと假定した場合であり、B線は出生精率が一九五五年まで毎年一%づつ減退して停止すると假定した場合であり、C線は一九二七年の出生精率をそのまま持續されると假定した場合である。各々の場合の結果の間には大なる相違はあるけれども、何れにしても人口減退の危機を告ぐる點に於ては異るところはないのである。死灰の間より再生し昔日の覇權に向つて邁進しつゝある不死鳥獨逸が自己民族の斯かる自然的消滅を拱手傍觀する筈はない。ナチス獨逸の第一の課題が斯くてかゝる人口衰勢への挑戦となつたのは蓋し當然である。併し私が獨逸人口政策について特に興味を感じる所以のものは、かゝる數的危機に際しても常に素質改善に關する努力の拂はれつゝある事である。彼等の求むるものは良き素質の國民の増加であり、これが爲には或る程度までは數の増加は犠牲に供せられざるを得ない。素より彼等の言ふ「良き素質」なるものは多少に政略的意味を包含するから、必ずしも吾人の無條件に喝采しうる性質のものではない。併し理想實現の爲の彼等の熱意、彼等の努力こそ大いに高く評價されてよいのであつて、而も彼等の求むる「よき素質」の大半は、同時に吾々日本人の求むべき「よき素質」と一致するに於ておやである。

私は以下順を追つてナチス政府の各種人口政策及び規定、即ち婚姻貸付法(Ehesstandsarlehen)、育児金支給規



定、子女の多寡による家族負擔の不均衡を矯正する爲の新税法、農場設定 (Siedlung)、獨逸の血と獨逸の名譽を保護する爲の法律 (Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes und deutschen Ehre)、其他各種の社會衛生的立法等につき説明を加へた。

### 三 婚姻貸付制度

婚姻貸付は一九三三年六月一日の失業緩和法の内に規定されたもので、直接の目的は婚姻數を増加せしむる事によつて國內市場に於ける物資需要を増大せしめ、以て失業者に就職の機會を與ふると共に、他方職業婦人を家庭に追ひかへし、これによつて生じた間隙を男子失業者に提供せんとするに在る。併し同法が同時に明白な産兒獎勵の意圖に出ずることは、該貸付金償却規定の内に容易に窺へるのである。同法は五ヶ條の本文と、更に同年六月二十日及び二十六日附の施行細則とより成る。その本文を見るに

第一條、本法實施後婚姻せんとする獨逸人民は請求により一千馬克までの婚姻貸付を與へらる。その爲に必要な條件は次の如し

- (a) 婚姻せんとする婦人は請求提出前の最後の二年間内に少くとも九ヶ月間國內に於て被雇傭關係に在りたること
- (b) 婚姻せんとする婦人は被雇傭人としての行爲を放棄すること
- (c) 婚姻せんとする婦人は、夫の月収が百二十五馬克を超える限り、又貸付金を完済せざる限り、被雇傭人と

しての行爲を再びせざる義務を負ふこと

第二條、婚姻貸付は無利子とし、毎月元金の一%を償還すべきこと

第三條、婚姻貸付の交付は物資購入票 (Bedarfsdeckungsscheinen) を以てすること

第四條、婚姻貸付に必要な金額は婚姻助成金 (Ehstandshilfe) を以て充つること。この助成金は、所得税法に規定さるゝ所得を有する獨身者より徴收する。

第五條、こゝに言ふ獨身者とは、結婚せざる者及び子供を有せざる配偶死亡者及び離婚者を指す。

右の本文に對し更に略々次の如き規定が追加された。

- (一) 次の諸項に該當する者には婚姻貸付を行はず
  - (a) 夫婦の一方が市民權を有せざるとき
  - (b) 夫婦の一方の政治的思想よりして、彼 (又は彼女) が何時なりとも躊躇なく國家の爲に挺身することなかるべしと豫想さるとき
  - (c) 夫婦の一方が遺傳性の精神的又は肉體的疾患を有し、その結婚が國民の利益と認められざるとき
- (二) 婚姻に於ける各生産兒の出生ごとに元金の二割五分を免除す。

出生ごとに當局は請求により婚姻貸付の償還を十二ヶ月の期間内に限り中斷する許可を與ふるを得。
- (三) 婚姻貸付は請求の際夫婦の一方が傳染病又は生命の危険ある疾患を有する場合には與へられず



(四) 夫婦の一方が遺傳性の精神的又は肉體的疾患を有せざる事實、及び夫婦の一方が請求の際傳染病又は生命の危険ある疾患を有せざる事實は、官廳醫師又は特別の規定によりて認められたる醫師の證明書によつて證明せられざる可らず

婚姻増加と主婦の就職禁止とが幾何の程度まで失業緩和に貢献しうるかに關しては、素よりこれを數字的に證明する事困難である。併し少くとも職業婦人が戦後驚くべき勢ひを以て増大した獨逸に於て、これが爲に男子の職業範圍が著しく侵害せられた事實を觀れば、如上の法令が可成りの程度に所期の目的を果しつゝあることは容易に想像しうる場所である。失業緩和はナチス當局の最も留意するところであり、事實その發表する數字に據れば、ナチス政權の樹立された一九三三年一月の失業者總數約六百萬は一九三五年七月には僅か百七十五萬に激減してゐる。素より吾人は直ちにかゝる統計から、その効果を速断すべきではない。蓋し失業なる概念は解釋の如何によつて如何様にも規定出来るのであつて、例へば半失業を失業と見做すか否かによつて、失業統計の計數は全く異つて來るのである。最近の獨逸に於ては賃銀に關する規定は甚だ嚴重を極め、例へば同一人が晝間労働以外更に夜勤によつて報酬を受くることを禁ぜられてゐる有様である。斯かる事情の下に於ては、全失業は減少するのが當然であると同時に、半失業は恐らく増加する事はあつても減少する事はあるまい。然らば獨逸失業統計に表はれた失業の減少は多大の程度に疑問の餘地があるのである。故に婦人労働の制限によつて幾何の程度まで男子労働者の就職機會を擴大したかは、これを正確に測定すること不可能と思はれる。

これに反し、この法令の實施によつて得られた婚姻數と出生數の増加は大いに顯著なるものがある。第一にこの制度を利用して成立した婚姻數は左の如くである。

一九三三年八月九月——	二四、九〇〇
一九三三年第四半期——	一一六、七〇〇
一九三四年第一半期——	五二、〇〇〇
一九三四年第二半期——	七三、〇〇〇
一九三四年第三半期——	四三、七〇〇
一九三四年第四半期——	四六、〇〇〇
一九三五年第一半期——	三四、六〇〇
一九三五年第二半期——	三九、七〇〇

即ち一九三三年八月より一九三五年六月までの二年間の短期間に四十三萬強の婚姻がこの制度の利用によつて成立したことになる。斯くて一九三二年の總婚姻數五十一萬は次年には六十三萬一千、次の一九三四年には七十三萬一千四百と顯著な増加を示したのである。(人口千についての婚姻率について見れば一九三二年の七・九が一九三四年には一一・二となる。)そして貸付金額は開始以來一九三五年三月末までに既に四億馬克を突破してゐる。

更に該法令に基く出生増加を見るに、既に法文の示す通り、この貸付は婚姻成立後もし子を産まぬものとするれば

百ヶ月即ち約八ケ年にして元金を返済するのであるが、もし子が産れれば子供一人につき元金の四分之一を免除するのみか、一ケ年間返済を中断しうる特典を與へる規定であるから、法の精神は明かに産兒奨励法に外ならず、事實既にその効果は數字的に看取出來るのである。即ち一九三二年の出生總數は九七八、〇〇〇自然増加は二八〇、〇〇〇であつた。翌年(一九三三年)八月以來貸付制度が實施され、爲に前記の如く婚姻數は前年よりも増加したが併し同年中は素より出生増加となつて顯はれる筈はなく、その總數は九五七、〇〇〇、自然増加は三二八、〇〇〇で、前年より共に低い。然るに一九三四年に入つてから出生總數は一、二八一、〇〇〇自然増加は四六四、〇〇〇と激増し來つた。即ち前年度に比し出生は二十二萬四千を、自然増加は二十三萬六千を増加した事になる。猶ほ出生によつて免除された金額は一九三四年の合計一億四千萬馬克、一九三五年前半期の合計七千八百萬馬克に達した。

猶ほ本法の適用に際しても常に國民保健の原則の考慮に入れられてゐる事は極めて注意に値する。精神的又は肉體的劣悪者は當然本法の恩恵に浴するを得ないのであつて、ナチス當局の目的が單なる人口増加に非ずして常に質の向上を期しつゝある事は、この一事からでも充分に窺へるのである。

#### 四 育兒金支給規定

婚姻貸付が産兒奨励の實を擧げつゝある事は既に述べたところであるが、併しその効果は未だ消極的たるを認めざるを得ない。一出生毎に元金の四分之一を免除されるとはいへ、元金の最高額は千馬克であるから、一出生によつて免除される最高額は畢竟二百五十馬克に過ぎない。而も貸付金は既に婚姻に充當して了つたのであるから、産兒

の出生によつて償還の一部を免除されたところで、育兒費そのものは新たに調達されねばならない。故にこの負擔が全部夫婦の負ふべきものとすれば、折角婚姻貸付の制度によつて結婚した夫婦も、子を産むべきか否かに就ては相當の躊躇を示すであらう。惟ふに産兒奨励の實を徹底的に擧げる爲には、少くとも子なき者と子ある者との間の經濟的負擔を同一ならしめること、換言すれば子を持たざることも特に利益に非ず、子を持つことも特に不利益ならしめざるを必要とする。上記の婚姻貸付資金が獨身者の所得より徴收されるのも、要するにこの主旨に出ずる事は言ふ迄もないが、併しこれによつて實現されるものは、單に結婚及び高々分娩の費用位ひが獨身者によつて負擔されるに過ぎない。故に爾後の養育費についても同旨の原則を適用せんとすれば、一方に於ては獨身者により、高税を課し、他方に於ては産兒に適當の育兒金を支給せねばならぬ。一九三五年九月十五日の「子女多き家族に對する育兒補助規定」(Verordnung über die Gewährung von Kinderbeihilfen an kinderreiche Familien) 及び同年同月二十一日の施行細則は斯くて次の諸項を含む。

本法第一條、子女多き家族は、婚姻貸付に關する特別會計より、請求により一回限りの育兒金を下附せらる。施行細則第一條、育兒金下附は次の諸條件を必要とす。

- (a) 兩親の世帯に屬する滿十六歳未滿の子供を四人又はそれ以上含む家族なること
- (b) 兩親は一九三五年九月十五日の民法に規定されたる人民なること
- (c) 兩親の經歷に缺陷なきこと

(d) 両親及び子女に遺傳性の精神的又は肉體的缺陷なきこと

(e) 育児義務者が、彼の現在の所得及び財産状態より見て、家計の必要物件を自ら支辨し得ざる事情に在るとき

第三條(一)第一條(a)に該當する子供一人に對し百馬克までの育児金を與ふ。一家族に與へられる育児金の最高額は千馬克とす。

(二) 千馬克の最高額に達せざる間は育児金支給後生れたる子供一人につき、その都度百馬克までの育児金を支給す。

即ち右の育児金制度は子女一人につき一回限り百馬克までの補助金を支給するもので、斯かる少額の補助を以て果して育児金と稱しうるや否やは甚だ疑問である。眞の育児金と目せられるものは恐らくベルリン市のみ實施されてゐる Ehrenpensionschaft (名譽教父) の制度であらう。この制度はクライン博士の創意に基き一九三四年四月以降實施せられつゝあるもので、出生率の低きこと世界一と稱せられるベルリン市の不名譽を恢復せんとする主旨に出でてゐる。この制度によれば第三又は第四番目の産兒については市が教父(洗禮立會人)たる任に當り、出生後滿一年間は毎月三十馬克を、爾後滿十四歳を終るまでは毎月二十馬克を支給するのである。即ちその全額は約三千五百馬克に達する譯けで、斯かる制度の下に於ては育児の經濟的困難は殆ど解消されるであらう。

一九三四年四月一日から翌年六月末までの成績を見るに申込數二千八百八十一件のうち四百四十八件は既に許可さ

れ、八百十件は調査中に屬し、残りの九百二十三件は却下された。許可が斯く容易ならざるは、要するに両親の經濟状態並びにその遺傳素質に關する條件が嚴重なる爲であらう。併し何れにしろ斯かる特典がベルリン市のみに限つて存在する以上、これが爲に同市への人口集中が激烈となる恐れは充分にある。ブルグデルファー氏はこの見地より同一制度が獨逸全土に互つて實施せられん事を要求してゐるのである。

### 五 人口政策的新税法

子女の多寡によつて生活費に大なる相違の生ずるのは當然である。曾て獨逸統計局の發表せる數字に據れば、年收三千乃至三千六百馬克の二十八家計に於ける小兒數と貯蓄額の關係は次の如くである。

小兒ナシ	一兒	二兒	三兒	四―六兒
八一・四〇	四一・一四	八二・三八	二七・〇七	一五・一五

即ち小兒數の多少が如何に一家の貯蓄を左右するかは右によつて明かである。而も子なき家庭と四乃至六兒を有する家庭の貯蓄額の差が僅か六六・二五馬克に過ぎないのは、この二つの家庭の生活程度が全く相違する證據である。蓋しカーンに従へば、一兒の養育費は年々一三〇乃至三二〇馬克に達するから、小兒多き家庭は甚だしき程度に生活水準を低下することによつて、辛うじて右の貯蓄をなし得た筈だからである(註)。

(註) 拙稿、人口減退とその經濟的意義、本誌第二十六卷第十號、三〇八頁參照。

人口増加が國家的に要請される場合には、この種の負擔の不均衡は當然是正されねばならぬ。蓋し近時の顯著な

る出生率低減は、人々が子女養育より生ずる過大の負擔を嫌ふ點に、主たる原因を求めらるからである。既述の婚姻貸付又は育児金支給の規定の如きは、素より多少ともこの不均衡を是正する主旨に出でてゐる事は明かであるが、この主旨は當然税法の原理にも適用されねばならぬ。

第一に所得税に就て見るに、子女の多少に應じて課税額に手心を加へるのは各國共通の現象である。我國に於ても「第三種ノ所得三千圓以下ナルトキ其ノ年三月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者一人ニ付百圓ヲ所得者ノ申請ニヨリ控除ス」との規定がある。併しいま所得二千圓の者が五兒を有する場合、この規定によつて受くる特典は僅か十五圓(國稅)、即ち一兒當り三圓に過ぎない。斯くてナチス獨逸の新税法(一九三四年十月十六日)は次表の如き大膽なる改正を施したのである。

先づ所得控除額については、家事使用人及び保險掛金につき年五百馬克迄を控除し、更にそれ以上

妻の爲	三〇〇馬克
第一兒の爲	三〇〇
第二兒の爲	四〇〇
第三兒の爲	六〇〇
第四兒の爲	八〇〇
第五兒及びそれ以上は一兒に付	一〇〇〇

を控除する。尤もこれは特に「子女養育費控除」 Kinderermässigungs の許可を與へられた者に限る。

次に労働者が同一の労働關係から規定の賃銀以外の特別賃銀を支給される場合には、その特別額に對し次の特殊賃銀税を課す。

獨身者	一六%
「子女養育費控除」を與へられざる者	一〇%
「子女養育費控除」を與へられたる者	第一兒……………八%
	第二兒……………三%
	第三兒以上……………一%

更に所得税及び賃銀税の稅率は次表の如く子女の多寡によつて驚くべき等差が設けられた。

所得額	所 得 税					更に一兒を 養ふ毎に 減額
	獨身	子 夫 婦	一 兒	三 兒	五 兒	
600	10	—	—	—	—	
1 200	84	38	10	—	—	
2 400	304	148	112	38	—	
3 600	568	294	215	104	—	

ナチス人口政策概論

111 (1411)

實銀月額	獨身	子なき夫婦	一兒	三兒	五兒	七兒
5 000	332	490	344	182	17	17
7 000	1 264	790	640	302	28	28
8 500	1 624	1 015	865	392	72	72
12 000	2 560	1 600	1 420	820	448	168
36 000	13 728	8 580	8 230	6 900	5 920	490
100 000	50 000	33 480	33 080	31 560	30 440	490
120 000 以上	50%			40%		560

第二に財産税も亦根本的に改められ、夫、妻及び子供は各々一人につき一萬馬克を控除されることになった。例へば二兒を有す夫婦は四萬馬克、四兒を有するそれは六萬馬克までの財産については財産税は全く免除されるのである。獨身者の場合には一萬馬克を越ゆる財産については總て課税されるのであるから、その差は蓋し大なるものがあらう。

相続税又は各種の物件税も當然人口政策的見地から決定さるべきであるが、現在までのところでは未だ見る可きものはないやうである。特に消費税に關しては極めて困難なる問題が生じやう。上記各種の税法改正によつて子女多き家庭の負擔が減少する事は事實であるが、併し租税の一半は消費税の如き間接税なるを忘れてはならぬ。斯かる租税は一種の人頭税に外ならず、子女多き家庭は無意識裡に莫大な租税を負擔するわけであるが、而もこの種の租税をも修正することはその性質上恐らくは不可能であらう。故に獨身又は子女少き者から求めた財源を育児金の形式に於て支給し、以てかゝる負擔の不均衡を補ふ以外に途はないと考へられる。

六 農場設定

農業人口の増加率が他の人口部分のそれに比して特に高い事實は既に説明した。然るに近代文明國に共通の一現象は農村人口の都市集中といふことであり、この點に於て獨逸も決して他に後るゝものではない。いま全國を農村(人口二千以下)、小中市(人口二千以上十萬迄)及び大都市(人口十萬以上)に三分してその變遷を見るに略々次表の如くである。

年	總 數 (單位百萬人)			
	農村	小中市	大中市	農 村
一八七五年	二六・〇	一四・〇	二・七	六〇・九
一九〇〇年	二五・七	二二・五	九・一	四五・六
一九二五年	二二・二	二三・五	一六・七	三五・六
一九三三年	二二・五	二四・〇	一九・八	三三・〇

即ち右五十八年間に農村人口は二千六百萬から二千五百五十萬に減少し、小中市人口は千四百萬から二千四百萬に、大中市人口は二百七十萬から千九百八十萬に増加した。斯くて會ては總人口の三分二を占めた農村人口も今日に於ては僅かに三分一に激減し、これに反し大中市人口は僅か六・三%から既に總人口の三分一に接近するの優勢を示してゐるのである。

斯く大都市が急激に膨脹しつつあるのは一に農村人口の流入に基くのであつて、大都市そのものゝ自然増加率は極めて低いのである。ベルリン市の如きに至つては死亡が出生を超過し、例へば一九二七年には死亡率一・四に對し、出生率は僅かに九・九に過ぎず、従つて死亡超過は人口千につき一・五である。而も若し同市人口の年齢構成を考慮して前述の精率を算出すれば出生精率は七・六、死亡精率は一七・四となり、死亡超過は實に九・八の高きに達する。ブルグデルファート氏の計算に據れば、ベルリン市人口は、若し他よりの流入なしと假定すれば、一九二五年の四百萬人は一九五五年に三百〇五萬人、一九八五年に百四十七萬人、二〇一五年に六十三萬人、二〇四五年に二

十三萬五千人、二〇七五年には僅か九萬人に減少する事になる。素よりベルリンは出生率の低位に於て世界第一の稱ある特殊都市であるから、右の計算の結果がそのまま他の大都市にも適用される筈はないが、併し類似の傾向は各所に發見されるのである。

斯くて人口増加の有力なる手段は、勉めて人口の都市集中を防止し、農民をして極力その本來の土の上に定着せしむるに在ること明かである。併し離村の現象は近代農民の人生觀の變化とか、又は農業そのものゝ行詰りとかの所産に外ならず、従つて單に一片の命令によつて能くこれを阻止しうる性質のものではない。これが爲には一方に於ては重農の思想を鼓吹すると共に、他方に於てはそれを可能ならしむる農村政策を樹立せねばならぬ。そしてナチス當局のこの兩面に對する努力は大いに見る可きものがあるのである。

ナチスの思想的根據が民族至上主義に存することは言ふ迄もない。そして彼等の理解する民族なるものは、所謂「血と地」を根底とするものであり、それよりして當然土地と延いて農に對する尊崇が生れて來るのである。レツヘンバッハは昨年の國際人口學會議の席上、次の如く宣言した。吾々獨逸人に取つては、農民は單に一ヶの職業階級たるに止まらず、又國民扶養者として第一の職業階級たるに止まらず、實に吾が民族の生命源泉たるものである。吾人の祖先は、何れも農民であつた。吾が民族は、そが血統的に吾が民族共同社會に屬する限り、悉く農民より出た。故に農民は吾人の根である。根なくして樹は茂らず實は結ばず。農民を決して缺く可らざる所以はこれが爲である。」

當局は絶えずかかる思想の普及に勉める一方、着々具體的方策を進めつゝある。その代表的なるものが農場設定の計畫である。

當局は一九三三年七月十四日、「獨逸農民新設法」(Gesetz zur Neubildung deutschen Bauerntums)を發布し、各地に農場を新設してこれを希望者に安價に分配する方針を確立した。一九三四年末までの獲得地面積は百二十萬ヘクタールに達し、うち七十四萬ヘクタールは既に整理されて六萬七千の新農場が設立された。即ち一農場の平均面積は十ヘクタール以上で、従前の平均面積二ヘクタール弱に比し遙かに廣大なるものである。地理的には新農場は概して東部地方に集中してゐるが、これは單に該地方が人口稀薄にして土地の獲得が容易な爲のみでなく、實は多分に軍事的意義を含む事は大いに注目されてよい。

斯かる土地の分配に與る爲の資格は一九三四年一月十八日附の布告に明示されてゐる。即ち

- (一) 充分なる農事能力を具ふること
- (二) 健康なる遺傳素質を有すること
- (三) 獨逸民族の血統者たること
- (四) 他に危険を及ぼすが如き性格を有せざること
- (五) 妻帯者又は少くとも婚約者たること、且つ妻又は許婚は上記の四ヶ條に該當すること。

一九三四年の申込者は一五、九四八名に達したが、うち合格者は一一、三三三名、不合格者二、九四四名、未定者

一、六五〇名であつた。選定に際しては子供の多い家族ほど優先權を與へられる。最後に、合格者は購入價格の少くも一割を自己の資産より支拂ふ必要があり、最初の一年間は無利息、次年よりは二・五%の利息を支拂はねばならぬ。故にかゝる農地の獲得には少からざる財産を必要とするのであるが、併し假令その資格に缺くところがあつても、若し優秀な素質の所有者たることが證明されれば、特に規定の保證人を立てることによつて許可される場合がある。

猶ほ既に農地を有する者でその面積が狹隘に失する場合に、これに附加地を與へんとする「隣地農場」(Anlieger-siedlung)なる新規定が一九三五年二月二十八日に發表された。昨年末までに既に一三、〇〇〇の小農家が合計二八、〇〇〇ヘクタールを與へられたが、耕地面積の擴大は當然その農家の收穫の増加を來すであらうから、延いてより多くの子女を扶養し得る事とならう。

#### 七 人種法と猶太人問題

出生率の激減より延いて將來人口の漸次的消滅を憂ひ、これが對策に腐心しつゝあるのは必ずしも獨逸のみに止まらない。婚姻及び産兒の奨励は歐洲の他の諸國に於て可成りの程度に實施せられてゐるのである。然らば上記のナチス政府の人口増加政策なるものは、畢竟他と諸國と原則的には軌を一にするものであり、従つてこれを以て獨逸に特殊のものとは認められないといふ事になる。事實、ナチス人口政策の特異點は寧ろ人口の素質に關する方面に求められるのである。そして素質の改善向上を以て人口政策の基調たらしむべきであるとは私の平常の所懐であ

り、機會ある毎にこれに觸れてゐる。して見れば私が特にナチス人口政策に興味を惹かれる所以は自ら明かであらう。斯くて私は以下本章と次章に於て、昨年九月十五日に發布された二つの法律、即ち民族の純潔を目的とする「獨逸の血と獨逸の名譽を保護する爲の法律」(Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes und des deutschen Ehre)並びに民族の健康を目的とする「獨逸國民の遺傳健康を保護する爲の法律」(Gesetz zum Schutze der Erbgesundheit des deutschen Volkes)を基礎としてその要旨を述べたいと思ふ。猶ほ便宜上、以下に於て前者を「人種法」、後者を「遺傳健康法」と呼ぶ事とする。

伊太利のファシズム及び獨逸のナチスが共に全體主義的世界觀に立脚することは遍く人の知るところである。全體主義に従へば、個人はその屬する全體に従屬するものであり、この點に於て個人を中心と見做す自由主義に對立する。併しこゝに言ふ全體とは抑も何を指すのであるか。吾人はその解釋の相違に、伊太利ファシズムと獨逸ナチスとの根本的相違を發見しうるのである。即ちムッソリーニに従へば、全體とは國家であり、ヒットラーに従へば民族である。國家至上主義と民族至上主義、この對立こそ現在の二大ファシズム形態を特徴づけるイデオロギーに外ならない。即ち民族なる概念が伊太利ファシストによつて全く無視せらるゝに對し(註一)、ヒットラーの理念及び運動の根源は實にこの概念に在るといつてよいのである。ヒットラー曰く「民族的世界觀は、人種的要素の中に人類の意義を認める。それは原則的には、國家の中に、目的に對する手段のみを見るのみであり、その目的として、人類の人種的存在の維持を考へてゐる。かくの如くして、その世界觀は、決して人種の平等を信するものでなく、

人種の差異及びその價值の高下を認め、この認識によつて、この宇宙を支配する永遠の意志に従つて、優者、強者の勝利を要求し、劣者、弱者の從屬を要求する義務を感じるのである。民族的世界觀はかくの如くして、原則的には、自然の貴族主義的根本思想を懷き、この法則の妥當性を最後の一人にまで及ぼすことを信するものである。それは、人種の種々なる價值を認めるのみならず、個人の種々なる價值を認めるものである」。(註二)

註一 加田哲三氏(現代の全體主義國家論、本誌昨年九月號)の次の一文の引用を許されたい。

ナチスの主張は、人種的要素なるものが根本的問題であるしかるに、イタリー・ファシストは人種理論に對して、大なる興味を持たないばかりでなく、人種問題に對して、無關心的態度を示してゐる。ムッソリーニはそのルドウィッヒとの對話の中で、この問題について次のやうにいつてゐる。

「勿論最早純粹状態の人種は居ない。ユダヤ人でも混血してゐる。一民族の美と力を生んだものは、實に此の目出度い人種の交叉にある。人種は一個の感情であつて、現實ではない。九十五パーセントは感情が這入つてゐる。私は人種が幾何か純粹だと云ふ生物學的證明は斷じて出來得るものではないと信じてゐる。ゲルマン人が高尚な人種だと公言してゐる人々は不思議にも揃つてゲルマン人でない人々である。ゴピノオはフランス人、チェムパレーンはイギリス人、ウォルトマンはユダヤ人、ラブリージュも又フランス人だ。」

(註二) Hitler, Mein Kampf, S. 420-421 加田哲三氏右論文中の譯文による。

斯かる民族至上主義がその人口政策に反映するのは蓋し當然の歸結である。彼等の理想は、獨逸の土は獨逸の血によつて充たされるといふ事であり、昨年發布された人種法は實にこの理想の具體化に外ならないのである。該法



は七ヶ條より成り、更に十七ヶ條に互る細則を持つ。成文の主旨に曰く、「獨逸の血の純潔が獨逸民族の存続の前提たるを認め、且つ獨逸國民を一切の將來に互つて保證せんとする不屈の欲求より、議會は全會一致次の法律を可決せり」と。斯くて第一條に獨逸人と猶太人との結婚を禁止し、第二條に同じく獨逸人と猶太人との婚姻外の性的關係をも禁止し、第三條に至つては猶太人は四十五歳以下の獨逸婦人を家庭に使用するを禁じてゐる。第四條は猶太人に對し獨逸國旗の使用を禁ずるものであり、第五條以下は上記各項の違反に對する罰則の規定である。

之によつて明かな通り、人種法とは要するに猶太人排斥法の一つに外ならぬ。蓋しナチスの人種理論に従へば、アリアン族（これは勿論獨逸民族を含む）が地上の眞の文化創造者たるに對し「猶太人は何等の文化創造力をも有せざるものである。蓋しこれ無くんば人類の眞の向上なきところの理想主義が彼等に存在せず又存在しなかつたからである。故に彼等の智能は決して建設的に作用することなく、反對に…破壊的に作用する（註一）故に斯かる民族との「混血及びそれに基く人種水準の低下こそ古き文化の死滅の唯一の原因である。蓋し人類は敗戦によつて滅亡する事はないが、之に反し純潔なる血のみに示される夫の抵抗力を喪失する事によつて滅亡するからである」（註二）。

（註一） Hitler, Mein Kampf, S. 332

（註二） Hitler, ibid. S. 324

ナチス當局が斯くも頑強に排斥しつゝある猶太人は獨逸人口統計に於て抑も如何なる地位を占めてゐるか。偶々

今朝（十一月九日）私の手許に到着したパリ統計協會雜誌十月號には特に「獨逸に於ける猶太人」(Les Juifs en Allemagne)と題するイシヨク氏 (G. Ichok) の統計的解説が收められてゐる。材料の新鮮にして記述の温健なるを感じしむる好論文であるから、以下大體これに従つて概述しやう。不足の點はマグヌセンの「Rassen- und bevölkerungspolitisches Rüstzeug. Zahlen, Gesetze und Verordnungen, 1936」によつて補ふ事とする。

全世界に於ける猶太人現在數は約千四百萬乃至千七百萬と推定され、北米合衆國（三百六十萬）、露國（五百二十萬）、波蘭（二百八十萬）の三ヶ國は最も多くの猶太人居住地である。獨逸に於ける純猶太人、即ち猶太教に屬する猶太人 (mosaische Juden) の數並びに獨逸總人口に比する千分比は次の如くである。

年次	總數	%
1910	533,909	9.3
1925	564,379	9.0
1933	493,682	7.7

即ち一九二五年から、ナチス政權確立の一九三三年までに猶太人は既に六萬五千減少し、總數も五十萬弱、獨逸總人口千人につき僅か七・七人に過ぎない。素より如上の純猶太人以外に可成り多數の「準猶太人」即ち猶太教に屬せざる猶太人及び一次又は二次の混血猶太人が居るが、その正確な數は不明である。ゲルケに従へば前者も後者も共に約六十萬即ち計百二十萬であり、ゴンティイに従へば前者三十萬、後者七十五萬即ち計百〇五萬である。これら準猶太人の法律上の身分については後に述べる。

いま純猶太人のみについてその出生率を見るに次表の示す如く驚くべき低率である。特に一九三三年のプロシヤの猶太人に於ては僅か六%、ベルリン市のそれに至つては五・五%といふ殆ど信す可らざる低率を示した。

年次	獨逸人口	猶太人
1876	40.0	31.7
1900	37.0	20.4
1910	30.5	15.7
1928	18.6	10.8

斯かる低率が將來の猶太人々口を激減せしむるであらう事は明かであるが、この事は彼等の年齢構成を一瞥すればより明瞭である。次の表に據れば、彼等の間に幼少年の少く、老人の多きことが容易に看取される。例へば獨逸人口に於ては十四歳未満者は人口百につき二十三名を數へるに對し、猶太人に於ては僅か十六人を數へるに止まり、反對に四十五歳以上の老人は獨逸人口に於ては二十八人弱なるに對し、猶太人に於ては殆ど四十人に近いのである。

年齢階級	實數	猶太人 %	獨逸人口(%)
0—6	24,318	4.9	9.0

年齢階級	實數	猶太人 %	獨逸人口(%)
6—14	54,786	11.0	14.0
14—16	7,115	1.4	2.0
16—20	20,747	4.1	5.8
20—25	34,313	6.9	9.5
25—45	160,210	32.1	32.0
45—65	145,546	29.1	20.7
65以上	52,647	10.5	7.0
	499,682	100.0	100.0

更に現在(一九三三年)生産年齢即ち十六歳以上四十五歳までの猶太人口二一五、二七〇人の性別を見るに、次の表の示すが如く著しく男女の均衡を失し、女子人口は九千人近く男子人口を超過してゐる。結婚の自由を極度に制限された彼等の間に於ては、この過剰女子人口は恐らく獨身に終らざるを得まい。これは一層猶太人口の將來を暗澹たらしむるものと見なくてはならぬ。カイン氏は曾て彼等の低出生率を以てしては一九四〇年には二九二、〇〇〇人、一九五〇年には四二〇、〇〇〇人、一九六〇年には三四二、〇〇〇人、一九七〇年には二六四、〇〇〇人に減少すると計算した(H. Kahn—Der internationale] Geburtenstreik, 1930. SS. 32-43)。右の數字はヒットラー政府樹立の數年前を基礎とするものであるから、今日の如く一方に於ては結婚その他につき幾多の制限を受け、他方に於ては之が爲に國外逃走者の相繼ぐ情勢の下に於ては、彼等の消滅も決して遠い將來の事とは思へないのである。

(ナチス政府の下に於て多数の猶太人が外國に避難した事は事實であるが、その数は審かではなし。Hammer Nr. 79394 は約九萬人と推定してゐる)。

年齡階級	男	女	女の割合
16—20	10,388	10,364	19
20—25	16,811	17,502	+ 691
25—45	76,048	84,162	+ 8,114
	103,242	112,028	+ 8,786

斯く獨逸猶太人口はその出生率及び年齢構成から、假令放任しても漸次消滅に近く運命にあるに拘らず、ナチス當局が全力を擧げてこれが壓迫に狂奔するとすれば、彼等の恐るゝものが猶太人の單なる數に非ずしてその實力にあることは明かである。實に猶太人は、數の上では獨逸人口百人のうち僅か一人にも當らざる劣勢であるが、而も大戦後の政治的、經濟的、文化的又は科學的活動には目覺しきものである。私はこゝにその詳細を傳へる餘裕を持たぬが、今金融市場に於ける彼等の勢力の一例としてベルリン取引所に就て見ると、計百四十七名の幹部及び委員中、實に百十六人即ち約八割は彼等の手に占められた。ベルリン各劇場の經營も同様八割は猶太人によつて行はれた。其他各地大學の教授も二割乃至五割は猶太人、全獨逸の醫者の一割三分(ベルリン市のみでは四割八分)は猶太人、ベルリン市の辯護士の五割、プロシヤのその三割は猶太人であつた。新聞、映畫及び出版事業の大半が同じく猶太人の手によつて行はれてゐた事は何人も知るところであらう。一言にして言へば、獨逸國內の中

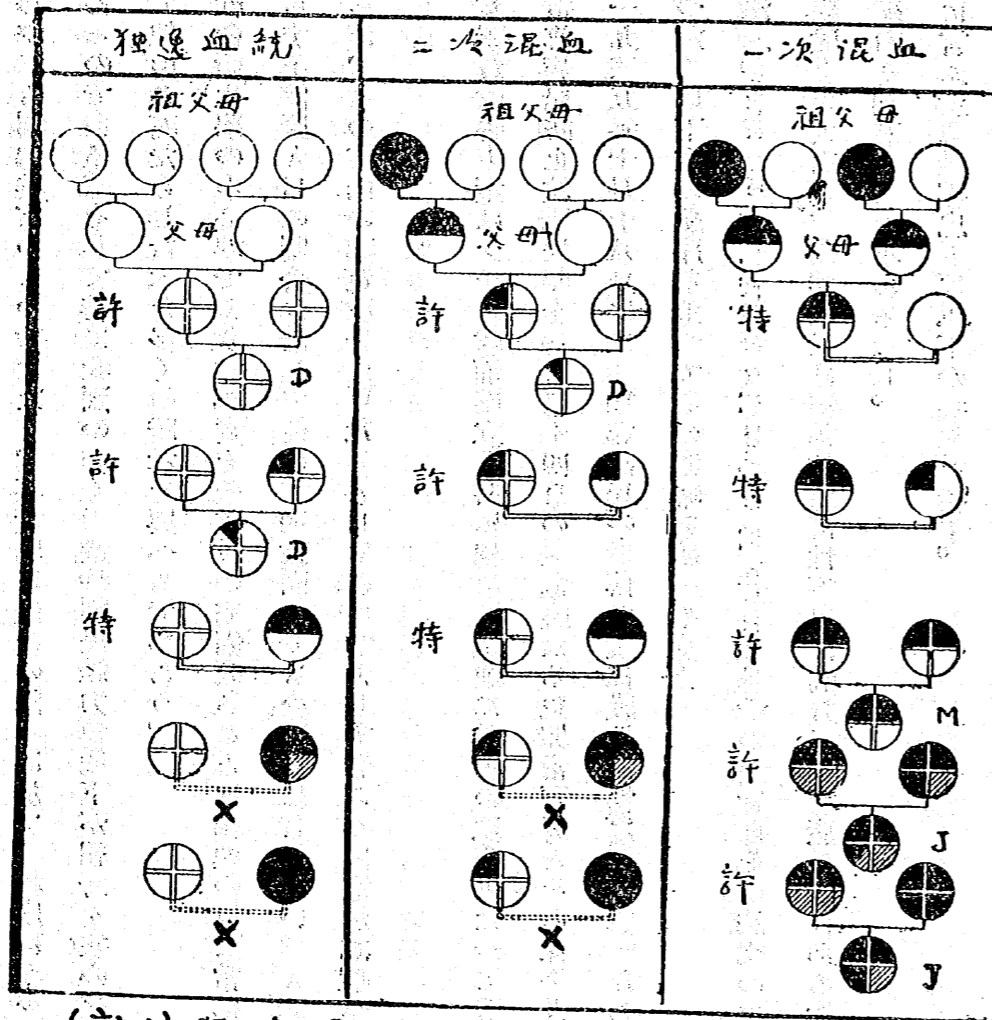
樞的地位は、數に於て殆ど言ふに足らざる猶太人種の爲に奪はれたのである。ナチスはその特異の人種理論を振廻して彼等から容赦なくこれらの地位を奪ひ返へした。猶太人は最早や國家の要職に就くを得ず、文化的又は經濟的方面の活動も殆ど抑壓されて了つた。獨逸猶太人は對外的には獨逸國民ではあるが、對内的には一般外國人と毫も異らぬ奇怪なる存在となり終つたのである。

乍併、猶太人は既に古くより獨逸國內に居住し、雜婚によつてその血は相當廣きに互つて傳播してゐる。純粹の猶太人の外に多数の準猶太人の存在する事は既に一言した。斯かる事情の下に在つては獨逸民族と猶太人との限界を確定する事は極めて困難であり、科學的には全く不可能と言つてよいであらう。若し多少とも猶太の血を汲む獨逸人を總て猶太人と數へんか、恐らく莫大な人口部分は失はれて了ふであらう。斯くて何人を以て猶太人と見做すべきかは全く當局の人爲的規定に俟つ外はない事になる。既述の人種法に於ける「獨逸人民」とは斯くて或る程度の混血を許容されたものに外ならぬ。該法に於ける定義は複雑を極め、文字によつて説明する事は困難と思はれるから、次の圖表によつてこれに代へる事にする。これによつて何人が猶太人なるか、又いかなる程度の混血兒が結婚を許されるか、明瞭とならう。(圖中の三七頁の一次混血の欄に於ける「M」なる文字は「混血兒」を示す。)

#### 八 國民保健規定

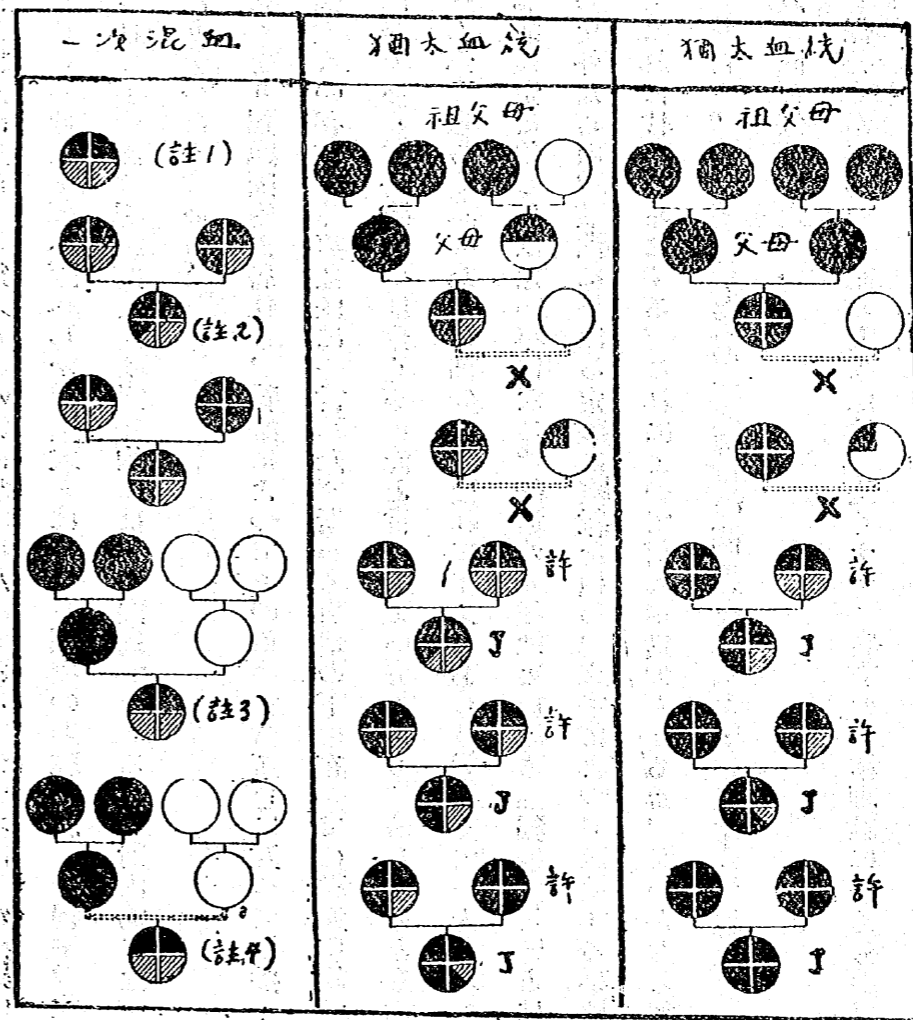
獨逸民族の血の純潔を保持せんが爲の上記の人種法は、全くナチス特有の人種理論に基くものであり、従つてこの種の人種觀の存在せざる國に於ては斯かる法令は今後と雖も發布される事はなからう。然るに國民保健の見地よ

D = 入籍  
 J = 猶太人  
 許 = 結婚可  
 X = 結婚不可  
 特 = 特許可  
 〇 = 独逸血統  
 ⊕ = 独逸人氏別  
 ◐ = 二次混血  
 ◑ = 一次混血



(註1) 猶太教=属する場合、猶太人ト認ム  
 (註2) 猶太人ト婚姻セシ混血者、猶太人ト認ム  
 (子トモ、猶太人ト認ム)

⊕ = 独逸人氏別  
 ⊕ = 同上  
 ◐ = 猶太血統  
 ◐ = 同上  
 ⊕ = 独逸人氏別  
 ⊕ = 同上



(註3) 〇(結婚ハ19.10.1935以前ニ行ハレタリ)  
 子供ハ混血児ト認ム。以後ニ行ハレタリハ  
 猶太人ト認ム  
 (註4) 〇(混血児ハ新生児ナリ)ハ猶太人ト認ム

り出發せる次の政策は必ずしも獨逸特有のものではなく、事實既に幾多の國々に於て、程度に多少の差こそあれ、可成り廣く採用されてゐるのである。そして特に我國の如く、近時國民體力の低下が朝野を寒心せしめつゝあるが如き國に取つては、以て他山の石たらしむべき多くの暗示を與へるであらう。

由來獨逸は醫學及び社會衛生學の中心地であり、事實その施設の完備せることは獨逸の以て常に世界に誇るところである。然るにも拘らず不健康人口の割合は決して他の文明諸國よりも少いとは言へない。人間活動の基本要件が健康に在るとするならば、この方面の素質改善は單なる人口數の増加よりも恐らくは遙かに必要とされる筈である。

民族衛生の主旨に基く素質改善方策はナチス政權確立と共に極めて迅速に數種の法令となつて發布された。一九三三年七月十四日の「遺傳病兒防止法」、同年十一月二十四日の「危険なる犯罪常習者とその保全及び改善に對する法律」等これであり、一九三五年十月十八日には「獨逸國民の遺傳健康保護法(遺傳健康法)」なる極めて徹底的な法律の發布を見るに至つた。以下右の順序を追つてその概略を述べよう。

(a) 遺傳病兒防止法 (Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) の主旨はその法文の中に明かである。

第一條、(1) 醫學の經驗上重大なる、肉體的又は精神的遺傳性疾患に惱む子孫を産む恐れある遺傳病患者は、外科手術によつて生殖力を剝奪さるゝ事あるべし。

第一條 (2) こゝに言ふ遺傳性疾患とは以下の疾病を指す。

先天的精神薄弱、早發性癡呆(精神乖離性)、躁鬱病(回歸狂)、遺傳癲癇、遺傳舞蹈病、遺傳盲目、遺傳聾、重大なる遺傳的畸形

第一條 (3) 重症酒精中毒者も亦斷種さるゝ事あるべし。

第二條 手術の申請は斷種さるべき當人より爲す。當人が未成年の場合には、法律的代理人より爲す。但し後見人裁判所の許可を要す。

第三條 斷種は更に次の者が申請するを得

(一) 官廳の醫師 (二) 病院、療養所又は刑務所の收容者に對しては所長

第五條 決定は遺傳健康裁判所 (Erbgesundheitsgericht) に於て爲す。

第十三條 (一) 法律的手續の費用は國庫が負擔し、(二) 醫學的處置の費用は、健康保險加入者に對しては該保險金庫が、被救恤者に對しては救恤團體が負擔すべく、その他の場合には一定額までを國庫が負擔す。

更に昨年一月二十五日の追加法令に於て、隔離所に隔離中の生殖可能の遺傳患者は斷種手術を経たる後に非ざれば出所するを得ずと規定され、同じく昨年六月二十六日の改正法に於ては、婦人患者にして妊娠六ヶ月以内の者は、特別の場合を除き、墮胎を施すことに決定した。

斯く本法令は遺傳疾患の傳播を防止するを目的とするものであるが、併し社會衛生學の見地よりすれば、右と並んで犯罪常習者に對しても本法の原則を適用すべき必要あるは言ふ迄もないのである。蓋しこの種の犯罪者は極め

て多くの場合、異常性格の所有者であり、かゝる性格は精神病と同じく高度の遺傳性を持つからである。斯くて  
(b) 危険なる犯罪常習者及びその保證及び改善の手段に関する法律 (Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung) は略々次の規定より成る。第一に保全及び改善の手段としては一、病院收容、二、飲酒癮矯正所收容、三、勞務所收容、四、監視、五、危険なる性的犯罪者の去勢六、就業禁止、七、國外追放を擧げうべく、第二に特に性的犯罪者に就ては、彼が満二十一歳の男子にして斯かる行爲を二回以上犯し、爲に一年以上の刑に處せられたる場合、及び彼が危険なる性的犯罪者なる場合には、假令かゝる經歷なくとも去勢されるのである。

(c) 獨逸國民遺傳健康保護法——婚姻健康法 (Gesetz zum Schutz der Erbgesundheit des deutschen Volkes—Ehegesundheitsgesetz) は同じく惡質遺傳の豫防を目的とする婚姻規定である。

第一條 (一) 次の諸項に該當する者は結婚するを得ず (a) 婚約者の一方が、相手又は子孫の健康に重大なる危険を及ぼす恐れある傳染性疾患を有する場合、(b) 婚約者の一方が未成年なる場合、又は一時的後見人の下に立つ場合 (c) 婚約者の一方が、成年なりとも、國民健康上結婚が不適當と認めらるゝが如き精神障害を有する場合 (d) 婚約者の一方が、遺傳病兒防止法に規定さるゝ遺傳疾患を有する場合 (二) 尤も d 項の規定は婚約の相手方が生殖能力なき場合には適用せられず。

第二條 婚姻に先だち、婚約者は第一條の婚姻障碍の存せざる旨の婚姻能力證明書を提出するを要す。

第三條 (一) 略す (二) 婚姻障碍が婚姻後に發生したる場合には、該婚姻は最初より有効とす。

本法令は更に第八條までの規定を有するが、その本旨は以上を以て盡されてゐるのである。

### 九 結 論

私は以上によつてナチスの劃期的人口政策の大様を傳へ得たと信ずる。併し既に指摘した通り人口政策なるものは元來國家の維持發展の基礎政策に外ならず、従つて凡ゆる國家政策は、多かれ少かれ人口政策と關聯を有する筈である。就中住宅問題、瓦斯・水道・電氣・交通費等の料金問題、初等教育費問題の如き社會政策は特に多分に人口政策的視角から考察さるべき性質のものである。例へば獨逸の戦後に於ける顯著なる産兒制限の主要な一原因が住宅難にあるとは多數識者の指摘してゐるところである。數年前獨逸各地に設けられた近代集團住宅は、言ふ迄もなく住宅難緩和の目的に出でたものであるが、而もその構造たる、主として小家族、特に夫婦の生活には便利だとしても、決して大家族を收容し得る性質のものではない。斯くてナチス政府の下に於ける住宅建設の方針は、當然重大なる變化を示すに至つたのである。

故に私の表題を詳細に論述せんとするならば、恐らくは尨大なる著書の形式を採らざるを得まい。本論文の内容は斯くて問題の中心的部分に過ぎざる事を記憶せられたいのである。併し記述は不備としても、ナチス人口政策の目的が數の増加と素質の改善とに在ることは充分に紹介し得たと考へる。然らば斯かる政策より吾人は何を學び得るか。

第一に、國民保健の目的に出ずる政策は、國民體力低下の問題が眞剣に論議され來つた我國にとつて最も參考せらるべき幾多貴重暗示を與ふるものである。惟ふに個人の生活力が彼の精神的肉體的健全さによつて決定せらるゝ以上、個人の集團たる國民の生活力も亦それによつて決定せられる事は論を俟たぬ。不健康なる人口は、假令その數はいかに多くとも、到底大なる能力を發揮し得る筈はない。然るに我國の現状は如何。左の一文(十月十四日東京朝日新聞所載)はよくその真相を要約してゐる。

悪化する國民體力問題に對しどんな對策を講ずべきか——を議する學術振興會主催の各省聯合協議會は既報の如く十三日午後四時より水交社で開催、内務省の挾間衛生局長及び南崎、大西兩技師、文部省の岩原體育課長、東大の永井潜、林春雄兩博士、京大の戸田正三博士、振興會の財部氏、松岡男出席し各方面から蒐集した國民の保健状態に關する統計資料に基いて協議を重ねた結果非常時に直面して國民體力が逐年低下しつゝあることは實に憂慮に堪へぬので優生、體育、食糧、衣住の四部門に分ちこれを四分科會として、優生は永井博士、體育は林博士、食糧は松井資源局長官、衣住は戸田博士をそれぞれ分科會委員長に決定、更に近く各方面の權威者を委員に委嘱して四分科會を編成し四部門にわたつてそれぞれ慎重研究を進めた上、國民體力の向上に關する根本對策を確立することになった、この聯合協議會において最も注目されたのは内務省の南崎技師が内閣統計局その他の統計資料に基いて作成した『國民保健の概況』で、その内容の概要は左の如くであるがこの發表によつて我國民の保健状態は結核の蔓延、赤痢その他傳染病の増加、近視、齲齒の増加、精神病者の増加等實に憂慮すべき現状にある。

## 報告書の大要

出生率 は大正九年を頂點として漸次低下の一途を辿りつゝある、然して一般死亡率、死産率、乳兒死亡率は近時稍低

率を示して來たがまだ歐米主要國と比肩するには至らず、殊に結核死亡の多きことは列國中の首位にあり、加ふるに結核が青年期における死亡原因の主たることは乳幼兒死亡率と共に人口動態上の二大不快事で、結核死亡は昭和九年において更に高率を示せるは注目に値する

罹病狀況 は消化器の疾患最も多く、次は眼、耳等の感覺器の疾患、呼吸器の疾患、皮膚及び皮下結締組織の疾患、神経系の疾患の順位、軍人にありては陸海共に第一位消化器病、二位外傷、三位皮膚病、四位呼吸器病の順位、年齢別には乳幼兒を除き十五歳より二十四歳までは罹病者多く、また急性傳染病患者は最近年々十三萬以上に達し最も多發するのは赤痢に疫病で逐年増加の傾向あり次は腸チフス、パラチフス、デフテリア、猩紅熱の順位、トラホーム及び人體寄生虫患者は壯丁、兒童、學生を通じて最近低減しつゝあるも兒童學生の近視及び齲齒は逐年激増の傾向にある。

精神病 は甚だしく多く最近八萬三千三百六十五人を算し人口一萬につき十二人強を示してゐる、次に國民の體格を批判するに、先づ兒童生徒につき其營養状態を見るに小學兒童は半數が甲、中學校は小學校より稍良、女學校は甲が六割で最も良い、また發育概況は小學兒童においては男子の甲の割合は各學年を通じ二割より一割六分、女子は二割八分より一割七分の間にあつて女兒の方が稍良、中學校では甲の割合四割以上のもの多く女學校では五割以上のもの多く大體女の方が佳良

壯丁體格 は昭和十年甲種三割弱、丙種三割二分弱で丙種最も多く昭和九年の筋骨薄弱は壯丁の三割三分七厘を示す。

後天的不健康は醫療及び生活状態の改善によつて對處し得るかも知れぬ。併し重加する人口壓力と非常時なる怪物の威壓によつて國民の一般的困窮の憂慮される現在、若し一般生活水準が更に低下せざれば寧ろ幸運であらう。醫療の點に於ても、我國は世界有數の醫學國たるを誇り乍ら、その恩恵は國民の大部分を占むる貧困階級には殆ど

及ばないのである。せめて健康及び國民保險の制定によつてこの不備を補ふことが焦眉の急務とされねばならぬ。

第二に、遺傳的不健康に至つては斷種以外に途なきこと明かであらう。精神病・癲病等の宿命的疾患を擔つて生れ出でた人々は、自己の責任に非ざる不幸に對して終身刑を宣告された極めて同情すべき存在であり、これに出来る限りの慰安を與ふるは同朋の道德的義務である。然るに現在の我國に於ては斯かる人々の大部分は保護も受けず監視も受けず、常人と同様に巷を横行しつゝある。不完全乍ら監置せられつゝある患者は、精神病者約一萬二千名、癲病患者約六千六百名に過ぎず、其他の患者は殆ど全部放任されてゐるのである。社會に對して負擔と危険を及ぼす以外に何等の貢獻なきこれらの人々は、依然として結婚と生殖の自由を保有し、自己の不幸を子孫に傳へ、次代の社會を混濁せしめつゝある。

斷種法は屢々、個人天賦の權利を侵害するとの理由から反對される。併し自由主義的社會に於てすら、個人が絶對の自由を許されるが如きは社會生活そのものゝ本質上到底あり得ないのである。社會生活に不安と危険を及ぼす恐れある因子は努めて排除されるのが當然であつて、斷種法の妥當性は先ずこの見地から是認されねばならぬ。加之、單に個人の問題としても、始めから社會の落伍者たるべきことの明白な子女を持つことが、果して幸福か否かは問はずして明かであらう。愛子を指して子實といふのは、その將來に大なる期待を懸けうるからであつて、その場合に始めて子を持つ親の喜びが生れて來るのであらう。

第三に、人種の純粹を保持せんとするナチスの政策は、既に述べた通り、ナチス特有の人種論に立脚するもので、

必ずしも科學的根據を有するものではないから、これに一義的批判を下すことは不可能であらう。劣等人種との混血が人種的水準を低下せしめるであらうことは、遺傳學の原理から推しうるであらう。併し或る人種が客觀的に劣等なりや否やに容易に判別しうるものではない。獨逸に於て排斥されつゝある猶太人が、果して如何なる點に於て劣等なるかを明瞭に説明しうる人はあるまい。私は本文中に、彼等の排斥される所以は、寧ろ彼等の能力の秀拔なるに在るを指摘した。故に彼等を排斥することによつて、假令人種の純粹は向上されるとしても、文化的水準に果して低下なきを得るや否やは、獨り私だけの疑問ではなからう。猶太人が世界各地に於て迫害されつゝあるは事實であるが、これは主として猶太教に對するキリスト教の反感に基くもので、キリスト教徒の狹量を示す以外の何物でもない。又猶太人は動々もすればシャイロック的人物として宣傳されるが、この種の人物は物質的淡泊を誇る我國民の間にすら有り餘つては居らぬだらうか。猶太人が特に知識と金錢を尊重するのも、畢竟彼等が祖國を有せず、ほかに頼る可きものを有せざるに依る。人種の宗教的偏見の尠いと稱せられる我國民は、徒らに歐米人の宣傳に迷はざるゝことなく、彼等に對する認識を一新する必要がある。

第四に、人口數の増加が現在の獨逸、否大部分の歐洲諸國に於て必要な事は、その人口動態の趨勢から明かである。併しこの問題について特に私が一言したい事がある。それは、歐米の人口衰退とそれが對策を論述する我國の學者達は、その結論として、我國にかゝる傾向の存せざるを謳歌し、人口制限の恐る可き所以を唱へるのが常であるが、私はその通説に贊し難いといふ事である。蓋し一國の人口は、決して多々益々辯ずるといふものではなく、



一國には一國の適當なる限度ある以上、人口過剰の恐れある場合には、當然これが制限の必要なること、恰も人口過少の憂ひある場合に之が増加を計る必要あると毫も異なるものではないからである。資源乏しき狹隘なる領域に徒らに人口のみ激増することは、内外に不安と喧騒と困窮を齎す以外の何物でもあるまい。一國に人口政策の必要なる所以は、良き質を適當なる量に於て保有せんが爲であるから、我國人口政策の基調は當然、質の改善と量の制限に在るべき事明かである。或ひは、一度び人口減退の徴の顯はれんか、その勢ひの赴くところ、必ずや人口消滅の終幕に導くと考へ、人口過剰の弊を知りつゝも、これが制限に賛成しない人があらう。併し獨逸當局が着々その所期の目的を達しつゝある事實は、畢竟必要とあらば、適當なる手段によつて人口を増加せしめうる證明たるものである。各方面に國家統制の氣運の醸成されつゝある今日、獨り人口の方面のみが全く度外視さるゝが如きは、私の斷じて賛し能はざるところである。

(一九三六・一一・一五)

後記、本稿欄筆後に入手した D. V. Grass—The Struggle for Population, 1936 及び K. Barth—Das Bevölkerungsproblem und seine Auswirkung in der neuen deutschen Steuerreform, 1936 は共に本論文に關係ある幾多の好材料を含む。他日機會あらば紹介したいと考へてゐる。(十一月三十日)

## 技術の進歩と失業

— L. V. Birck 及 E. Lederer の見解に就て —

藤林敬三

### 目次

#### 前 言

- 一 最近の機械論の再燃
- 二 補償説と労働者解放説の問題
- 三 ビルクの労働者解放理論
- 四 ビルクの二つの實際的提言
- 五 ビルクの理論に對する批評
- 六 レーデラーの労働者解放説の基本理論
- 七 レーデラーの補償説の否定
- 八 レーデラーの基本理論の補足
- 九 レーデラーの見解に對する部分的評價

#### 技術の進歩と失業

四七 (一七六七)